

ギャンブル等依存症対策の抜本的強化に関する意見書

ギャンブル等依存症は、適切な治療と支援により、回復が十分に可能であると言われている。しかしながら、対応する医療体制及び相談・支援体制が乏しく、治療を行っている医療機関や相談・支援機関や自助グループ等の支援に資する社会資源の情報を得にくいなどの理由により、依存症患者が必要な治療及び支援を受けられていないという現状がある。また、ギャンブル等依存症による多重債務、家庭崩壊、犯罪などの深刻な問題があり、その実態を把握する必要があったにもかかわらず、政府による実態把握は十分とは言えなかった。

さらに、いわゆる公営ギャンブル等は、所管省庁が複数にまたがっており、規制と振興を同一の省庁が担っている。そのような現状では、ギャンブル等依存症対策の十分な実施が望めない。

よって、名古屋市会は、国会及び政府に対し、ギャンブル等依存症の実態把握を進め、論点整理等を踏まえたギャンブル等依存症対策に関する法整備など対策の抜本的強化を図るため、次の事項を実現するよう強く要望する。

- 1 ギャンブル等依存症対策の企画立案、規制と監視を一元的に行う独立組織の設置を検討すること。
 - 2 ギャンブル等依存症対策について、相談支援や医療提供体制等を含む具体的な対策や実施方法を早急に検討すること。
 - 3 ギャンブル等依存症対策の法制化を進めるに当たり、既に施策が進められているアルコール依存症や薬物依存症の取り組みと合わせ、さらに依存症対策の深化を図ること。
- 以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

平成29年7月4日

名 古 屋 市 会

衆議院議長
参議院議長
内閣総理大臣
総務大臣
文部科学大臣
厚生労働大臣
農林水産大臣
経済産業大臣
国土交通大臣
国家公安委員会委員長
内閣府特命担当大臣
（金融）
内閣府特命担当大臣
（消費者及び食品安全）
警察庁長官

宛（各 通）